

令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化が始まりました

<無償化の対象・上限額>

- 保育の必要性の認定を受けた場合に、3歳児(満3歳になった後の最初の4月以降)から5歳児までの子どもは月額3.7万円まで、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの保育料が無償化の対象となります。
- 保育所、幼稚園、認定こども園等を利用していない方が対象です。
- 無償化の対象は保育料のみです。通園送迎費や食材料費、行事費などはこれまでと同様に保護者負担となります。
- 月額上限額の範囲内で、複数のサービスを併用することも可能です。

<対象となる施設・事業等>

- 山口県に届出をした認可外保育施設(一般的な認可外保育施設やベビーシッター、認可外の事業所内保育施設等)のほか、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業が対象です。
※認可外保育施設については、無償化の対象となるためには届出のほか、国が定める基準を満たすことが必要ですが、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けられています。
- なお、利用している認可外保育施設等が、施設が所在する市町村から無償化の対象となる「特定子ども・子育て支援施設」であることの確認を受け、公示された施設であることが必要です。

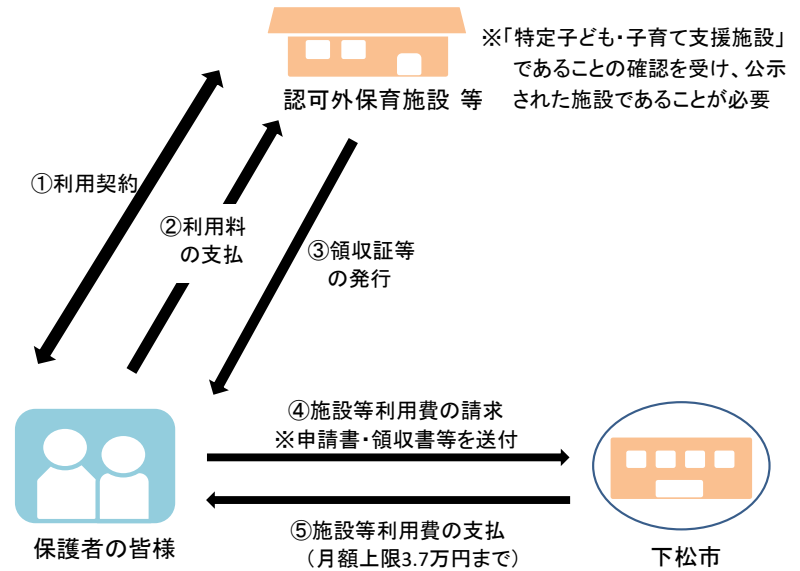
<保護者の方の手続き>

- 無償化の対象となるためには、居住する市町村から保育の必要性の認定(「子育てのための施設等利用給付認定」)の新2号または新3号認定を受ける必要があります。
- この保育の必要性の認定要件(※)は、認可保育所等の利用申込みの際の要件と同等です。
※父母等それぞれが就労・就学・介護・看護や、妊娠・出産後間もない場合、求職活動等

施設等利用給付認定区分	要件	保育の必要性	利用できる施設等
新2号認定	当該年度の4月1日時点で3歳以上で小学校就学前の子ども	あり	・認定こども園(幼稚園部分)、幼稚園、特別支援学校、(満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
新3号認定	当該年度の4月1日時点で3歳未満の子どもで、市町村住民税非課税世帯に属する子ども	あり	・認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

- 認定に必要な申請書類や案内については、現在ご利用中の施設を通じた配布のほか、下松市子ども未来課窓口(下松市役所1階22番窓口)でも配布します。
※保育を必要とすることを証する書類(就労証明書等)が必要です。

<施設等利用費の給付のイメージ>



※「特定子ども・子育て支援施設」であることの確認を受け、公示された施設であることが必要

※「子育てのための施設等利用給付認定」の新2号または新3号認定を受けていることが必要

- 無償化の対象となるためには、施設を利用する前に、「子育てのための施設等利用給付認定」の新2号または新3号認定を受けている必要があります。
- 施設等を利用した際は、一度利用料を施設へ支払い、施設から領収書等の交付を受けます。
- その後、本市が指定する期日までに、申請書に領収書等の必要書類を添付して申請を行い、本市で内容を確認のうえ、月額上限額の範囲で施設等利用費を給付します。

<無償化に関するお問い合わせ・申請先>

下松市 子ども未来課
〒744-8585 下松市大手町3丁目3番3号 下松市役所1階 22番窓口
電話:(0833)45-1879
※月曜～金曜(祝日除く) 8:30～17:15

